

第三章 宗 教

## 一 町内の宗教の種類

大豊の宗教を大別すると、

- 1 神社神道
  - 2 教派神道
  - 3 各宗仏教
  - 4 各宗派宗教等
  - 5 修験道しゅげん（山伏）
  - 6 陰陽道おんやう
  - 7 祈禱師等きとうしとなろう。
- (一) 神社神道

大豊町の神社には、棟札など応永（一三九四）～一四二七・明応五年（一四九六）・永正七年（一五一〇）・大永二年（一五二二）・天文二年（一五三三）のものが所蔵されているので、古くから氏神・産土神うぶぢまとして祭られてきたことがわかる。終戦後、連合軍総司令部の神道を国家より分離する指令で、国家と宗教の分離が行われ、大豊町内の七十七の神社は、独立した宗教法人として存続することになった（神社名は別項参照）。

### (二) 教派神道

教派神道は、教会所において信仰並びに布教活動を行っている。

町内には、神宮教会所、出雲大社教豊永教会所、黒住教中屋教会所、金光教豊永教会所などの教会所がある。

### (三) 仏教各宗寺院

真言宗智山派 豊楽寺・定福寺

浄土真宗西本願寺派 本誓寺

日蓮宗 妙泰寺

### (四) 各宗派宗教

真言宗、日蓮宗、浄土真宗、創価学会、ひとのみち教、立正佼成会、ほんみち教、生長の家、天理教

(五) 修驗道(山伏)

明覚院・明光院

(六) その他

その他の宗教者に陰陽師おんみょうじ、加持祈禱師かじきとうしなどがある。

大豊町内には豊楽寺、定福寺の境外仏堂として、

薬師堂七、地藏堂二十、観音堂十八、阿弥陀堂十一、御大師堂七、文珠堂一の計六十三の堂宇が各集落に在り身近な信仰の対象となっている。

以上が大豊の神社、教会、寺院、宗派宗教、修驗道の概略である。その内容については項を改めて詳述する。

## 二 神社神道の神社

明治元年(一八六八)討幕王政復古が成り、維新政府により国家神道が生まれた。

新政府は、成立早々に政治の基本理念として祭政一致を掲げて、神祇官じんぎかんの再興を布告し、神仏分離を命令した。

再興された神祇官は、明治二年(一八六九)古代の官制そのままに、全官庁の最高位におき、古代の神祇官にはなかつた「宣教」せんきょうが重要な仕事に加えられ、天皇中心の新しい神道で国民を教化する任務を担った。

また、神祇官には、復古神道家を主力に、各流派の神道家が進出し、神道の急激な国教化を実行に移した。

神仏分離は、神社から仏教的要素を一掃して、神社の主体性を確立するための措置で、それまではほとんどの神社

は、神仏習合の祭祀を営み寺院に從属していた。

大豊町の神社もほとんど豊楽寺・定福寺が別当となっていた。

新政府は、江戸幕府が国教としていた仏教に打撃を与えてその力を弱め、神道を仏教の上において新しい国教にしようとした。

明治四年（一八七二）五月に、太政官布達をもって、神社の社格が定められた。

初め勅祭社、准勅祭社などが定められたが、のち官幣社（大・中・小・別格）、国幣社（大・中・小）に區別して官社と称し、府県社・郷社・村社を諸社と称した。



川口新田神社社殿



寺内の若一王子宮社殿

教

官、国幣社は、皇室と特別な関係のあるものまたは社格の極めて尊貴なもので、府県社は地方の主な神社、郷社は当時の戸籍区に一社を原則とし、その区域内の他の神社を村社とした。その他無格社があるが、これは社格ではなく、当時、神社として存在していたが、調査未了のため社格を付与されなかったものである。

大豊町内では、当時郷社に格付けされた神社は若一王子宮（寺内）・天神社（立川）・新田神社（川口）・金峯神社（葛原）・星神社（角茂谷）の五社であり、その他各集落の産土神社（氏神）は村社に格付けされた。

明治十二年（一八九五）の高知県統計によると、国幣社一、県社八、郷社二百一、村社千三百六十六、無格社六百九、計八千九十五となっている。

明治三十九年から四十二年にかけて神社の合祭が奨励された結果、四十四年には、国幣社一、県社十、郷社二百十、村社千二百八十、無格社三千五百六十二、計五千六十五と、明治十二年に比して県社が二社（八幡宮―高知市、山田町、一条神社―中村市）増え、無格社が二千九百四十七社減少している。

1 氏子札の制

明治四年（一八七二）七月、太政官は「大小神社氏子守札ニ関スル」布達を出した。その要旨は、

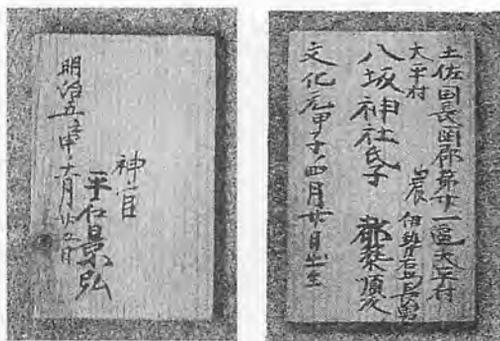
表

生 国 名	父 名 何
其 所 某 神 社 誰	
年 月 日 生	

裏

神 官 氏 名 印	神 官 氏 名 印
年 月 日	年 月 日

臣民共出生ノ児、其土地ノ神社へ參詣致候へ、戸長ノ証書ヲ照シ、其名前、出生ノ年月日及ヒ父ノ名ヲ氏子帳ニ記シ、左ノ雛形ニ随ヒ守札ヲ可相渡事。  
此寸法縦三寸横二寸ノ木札ヲ用ヒ、中ニ其神社所有ノ印ヲ押スベシ。



八坂神社の氏子札 右が表、左が裏側

これは出生の子に限らず、「即今守札ヲ所持セサル者老幼ヲ論セス」と全員受けさせることになっている。

こうして政府は信仰の有無にかかわらず、神道を強制したものであるが、政府の今一つの目的は耶蘇教(キリスト教)対策のためともいわれている。

この制度は、明治六年五月二十九日付けの大政官布達でその延期を布告し、次いで六月二十日これの中止を布達している。事実上は氏子札の制はこのときをもって廃絶したようである。

## 2 国家神道

国家神道は、皇室の祭祀を基準に神社の祭りも画一的に編成された。

神社神道は、政府の宗教政策が神道国教化政策から国民教化政策へ変転する時期に国教としての地位を築き、明治八年(一八七五)神道事務局をつくった。これは、社職を主力に、神道系宗教が加わった神道の中央機関であった。政府が神祇官を再興して始めた国民教化運動は、わずかの期間で挫折をきたしたので、教部省は、神道、仏教など各宗教に信教の自由を保障すると口達し、各宗教の自主的な活動を認めた。

仏教の復権とキリスト教の進出に直面していた神道では、神道事務局は東京日比谷に神宮遙拜所を造ってこれに對抗しようとした。このとき、祭神をめぐる紛争が起こり、のちに解決したが、これを機に、祭祀と宗教が分離され、国家神道を確立する方向が定まった。

祭祀と宗教の分離によって、神職は原則として教化活動や葬儀などしないことになり、神社神道は、宗教としての

宥容を切り捨てた祭祀中心の宗教となった。

神道事務局に属していた神道系の諸宗教は神社神道とはつきり区別され、宗教である神道を意味する教派神道の独立教派または付属教会に編成された。

教派神道の独立教派には次の諸派がある。

神道大教、神道修成派、出雲大社教、黒住教、扶桑教、実行教、大成教、神習教、御嶽教、神理教、禊教、金光教、天理教、これを称して教派神道十三派と呼ばれる。

大豊町には、黒住教、出雲大社教、金光教教会がある（詳しくは、教派神道の項で述べる）。

明治二十二年（一八八九）皇室典範と大日本帝国憲法が制定され、近代天皇制国家が確立した。天皇は、政治上の主権者、軍事上の統帥権者であるとともに、国家神道の最高祭祀をつとめる神聖不可侵の現人神とされた。

明治二十三年（一八九〇）に出された「教育勅語」を教典として、学校教育を通じて敬神崇祖の徳目で国民を教化することが図られた。

日中戦争中の昭和十五年（一九四〇）は皇紀二千六百年にあたり、盛大な式典が行われ、これを機に内務省の外局として神祇院が設立されて、神祇省の廃止後七十年ぶりで神祇に関する独立の中央官庁が復活し、国家神道の絶頂期を迎えた。

### 3 信教の自由と政教分離

昭和二十年、日本は太平洋戦争の敗戦によって、同年八月ポツダム宣言を受諾して降伏した。同宣言の第十項には、日本における信教の自由の確立を要求していた。

同年十二月「神道を国家より分離する指令」によって、国家神道は解体され、信教の自由を確立するために、あら

ゆる宗教は国家から分離され、戦争中に、宗教を統制するために作られた宗教団体法は廃止された。

同月、宗教法人令が公布施行され、宗教団体は自主的な届け出によって宗教法人となることができた。

国家神道の解体に伴い、二十一年二月、神祇院は廃止され、民間の宗教団体として神社本庁が設立された。神社本庁は伊勢神宮を本宗とし、全国の神社の大半にあたる七万八千余社をもって組織され、その他の約一千の神社は別の宗教法人を作った。

昭和二十一年十一月、国民権、民主主義、平和主義を基調とする日本国憲法が發布され、翌二十二年五月三日、施行された。

憲法は、国民の基本的権利として、宗教の自由を無条件で保障し、これを裏付けるために厳格な政治と宗教の分離を規定した。その第二十条は、「宗教の自由は、何人に対してもこれを保証する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めている。

### 三 大豊町の宗教法人と祭祀

#### (一) 大豊の宗教法人

憲法で定められた政教分離の主旨に基づき昭和二十四年から、連合軍総司令部、宗教団体等の協力で起草に着手した宗教法人法は、昭和二十六年四月三日、法律第百二十六号をもって公布された。

本神 庁社												団包 体括									
法人名												所 在 地									
年月 日立												年設 月 日立									
在宮三所神社	高峯神社	星神	日吉神社	熊野神社	川平神社	在宮三所神社	五所王子宮	八坂神社	西川神社	一戸谷神社	十二所神社	若宮三所神社	石本三所神社	聖神	星神	山祇神社	吉王切字部宮	若宮神社	大豊町	二七六	昭和 九・九・六
西峰	西峰	角茂谷	馬瀬	粟生	西川	怒田	八畝	大平	西川	一、九八七	一、八二六	二、四八七	三、二二三	二、三〇一	西峰	大平	中内	川井	二七六	三〇一	三〇一
一九九	二六五	三、六二八	二、〇七〇	三、一三三	九八六	二、九二八	一、七五〇	四六二	二九五	九八七	八二六	四八七	二二三	三〇一	四二一	四二一	三四四	二七六	二七六	二七六	二七六
毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三	毛・二・三

本神 庁社												団包 体括									
法人名												所 在 地									
年月 日立												年設 月 日立									
松尾神社	十二所神社	新田神社	星神	新田神社	仁井田神社	新田神社	六社聖神社	金峯神社	星神	星神	星神	星神	神母神社	海津見神社	蛇体神社	聖御前神社	滝山神社	野々屋神社	大豊町	四、七六六	昭和 二・二・三
東土居	谷	敷岩	穴内	立川上名	津家	川口	日浦	葛原	北川	久寿軒	馬瀬	戸手野	角茂谷	馬瀬	南大王	立才野	西山	西原	大豊町	四、七六六	二・二・三
三二三	五八九	二五七	三、八四二	六九九	四六三	五五一	一〇四	一六一	六七六	一六二	三七九	一七一	三七五	三六一	九四	二三四	八四九	四、七六六	四、七六六	四、七六六	四、七六六
毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇	毛・三・〇

この宗教法人法に基づいて、大豊町内の神社は、昭和二十七年九月十八日、川井若宮神社ほか十六神社が、法人設立を完了したのに続いて、二十八年八月十五日には、町内の七十七の神社がすべて、法人設立を完了した。その法人神社名は次表のとおりである。



(二) 大豊で行われてきた諸祭式

(1) 鎮魂祈念祭

道饗旅立祈念祭みちうけ

(6) 各種祈願祭

(2) 敬愛諸祭

修祓安全祈念祭

元旦祭

出産宮参り

(5) 建築関係諸祭

除夜祈念祭

氏子入り

山神祭

竈神祭かまどがみ

結婚式

地鎮祭

井神祭

学芸創業祈念祭

斧始祭おのぼり (てりなはじ)

天候諸祭

(3) 増益諸祭

立柱祭

鎮火祭

甲子戎祭きのえねびす

上棟祭

招魂祭

漁獵蚕業祈念祭

新殿祭

葬儀諸祭

(4) 息災祈念諸祭

四 神道諸教会

(一) 神宮教中屋教会

本教会は中屋百三十五番地にあり、その由緒は同教会の古文書によると、大杉村和田・豊永久就の発起で、西豊永

村中屋・都築正茂外多数の賛同を得て、宮地殿夫（後の神宮権小教正宮内省掌典）のあっせんで、明治七年九月二十三日伊勢から皇大神宮御分霊を奉迎し、旧土佐国中屋文武館に鎮祭した。

後に地元の都築良吉が四畝歩の敷地を寄付したので神宮教中屋教会として遷座せんざした。

高知市にある高知大神宮の創始が明治十二年であるから、中屋教会はそれより五年早いことになり県下でもおそろく最初の勧請かんじょうであろう。

ちなみに高知大神宮の創立には大豊町の出身者が多大の貢献をしていて、次の七人の氏名が明治十二年七月建てられた奉迎碑に刻まれている。

和田	三浦久吾
梶ヶ内	秋山鹿連
西峰	三谷信馬
大久保	桑名定慶
葛原	久保信馬
同	久保重右衛門
同	宮内幸平

下って明治三十年十二月十日、東西豊永・大杉・天坪の四か村の崇敬者により本殿を新築、毎年三月、十月の各十七日に大祭を執行してきた。

年月日は不詳であるが、神宮教会を神宮奉齋会と改めるに及び、独立していた神宮教中屋教会は、神宮奉齋会中屋支部となった。高知市帯屋町の神宮奉齋会が高知本部である。

昭和二十年、宗教法人令に基づき神社設立届を提出し神社本庁に所属することになり、同二十一年八月登記を完了



神宮教中屋教会・黒住教中屋教会所

し神社名も「豊永大神宮」となった。

昭和三十二年、社殿の老朽はなほだしく維持困難となり、都築良宏・同弘身、西村自登ほか二十三人の発起により社殿の改修が行われた。

## (二) 神道黒住教中屋教会所

「黒住教は、黒住宗忠によって、文化十一年（一八一四）に開教したことに始まる。嘉永三年（一八五二）宗忠没後「宗忠の道」と唱え、門人たちによって主として中国・四国・九州・近畿地方で布教し、高知には明治二年（一八六九）愛媛県より教導職木村忠良が、吾川郡用居・池川・狩山方面に来て布教、嶺北地方には、明治三年頃阿波方面からはいったらしい」と『高知近代宗教史』に記載されている。

大豊では、ずっと遅れて明治十二年（一八七九）十二月十三日に、神道黒住教中屋教会所の設立が県庁から許可されている。これがこの地方の黒住教会設立の始まりである。

設立の経過を同教会の文書綴つづりから見ると、

黒住教会所取開キ願（以下願文許可文省略）

願者 長岡郡豊永郷中屋村七番屋敷

都築千代吉

明治十二年十一月二十日

右許可

明治十二年十二月十三日

高知県令北垣国道代理

高知県少書記官田辺輝実印

右公文書によって、黒住教中屋教会所は、別に新築して開所したのでなく、七番屋敷都築千代吉の居宅を教会所としたようである。

明治十三年五月三日付けで、神道黒住派中屋教会所を、神道黒住教中屋教会所と改称する願を県令あてに提出、同年五月二十二日付けで、県令北垣国道代理少書記官田辺輝実名で許可されている。

明治十七年には、開設当時の居宅教会から、中屋十一番地、地主都築良吉の土地十八坪へ、次の人々によって新築された。

西豊永村 都築良吉 白石守素

東本山村 豊永久就 大坪一光

東豊永村 吉田秀重 三谷六作

黒住教は、天照大神を信仰の対象としたところから、明治時代の行政当局からの受けもよかったようである。

明治十三年、高知細工町に高知中教会所が建設され、県下布教の中心となるに伴って、中屋教会所は、黒住教中屋小教会所となり現在に至っている。

### (三) 神道大社教

神道大社教は、明治六年（一八三七）出雲大社の宮司千家尊福が、大神の信徒をもって、出雲大社敬神講を組織し

たことに始まる。同九年規模を拡張して、出雲大社教と改称、同十五年別派独立を許され神道大社教と称した。

土佐では近世末から、出雲大社の社人が神札を配布していたように『皆山集』に明治三年十二月出雲の社人矢田仲大夫の名があり、また、明治十年十二月五日付けで、出雲大社教会拡充について、県権令小池国武の布達がある。

丑ノ甲第九十五号 兩國一般へ

出雲大社教会拡充之義ニ付、今般該社祢宜平岡可美出張致シ、便宜ノ地ニ於テ教会所設置之上、教会及神札授与等取扱條、篤志信仰之向ハ結社受札可致、此旨布達候事。

明治十年十二月五日

高知県権令小池国武代理

高知県大書記官伊集院兼善

『県史近代史料編』八一二（ページ）

平岡可美は信徒の要請もあつて、明治十四年五月、神霊を高知市本丁筋二丁目に奉斎、翌十五年四月には現在の高知市升形に遷座し、神道大社教高知教会所と称した。二十四年九月、分院に昇格した。

豊永には、升形に遷座の翌十六年二月十六日、出雲大社教大滝教会所として設立された（『高知近代宗教史』年表より）。

大滝教会所の開創は、明治十六年であるが、正規に御分霊を奉斎したのは、明治十九年のようである。元小学校訓導上村亀幾著『東豊永村史蹟』には次のように出ている。

明治十九年旧四月十八日権大教正平岡可美によつて、御分霊を奉持、折からの大雨を侵おかして、お宿所たる西豊永村中屋都築良吉方に着し、雨はますます強つよい中を奉迎者は次第に増加、長蛇の列をなし、正午過ぎ鎮座所たる大滝教会所に着く、それより平岡教正により、御分霊鎮座祭を執行まことごとく壯嚴裡まじはに終了した。

歴代所長及び副長

初代所長 三谷賢道

副長 豊永 肇



大社教の大滝教会所

#### 四 金光教豊永教会所

金光教は、岡山県浅口郡大谷村の川手文治郎によって、安政六年（一八五九）に開教された。

慶応三年（一八六七）金乃神社を出願し、白川家いんま允許を得て布教に従事、明治五年（一八七二）岡山県令から、神道中分局に属して布教する許可を得た。十六年八月、神道金光教と称して、神道本局に属していたが、三十三年六

二代所長 小笠原千尋 副長 恒石重忠

三代 “ 小笠原虎治 “ 近藤利吉

四代 “ 小笠原敬之（昭和十二年召集まで）

五代 “ 小笠原菊恵

六代 “ 小笠原暢秀（現在土佐神社祢宜と兼務）

大正四年（一九一五）鎮座から三十年目に当たり、時あたかも大正天皇即位御大典の年で、この記念事業として、参堂の修繕、教殿の拡張、龍蛇社・祖霊社及び八雲公園を造成するなど規模を拡大した。

昭和五十八年、社殿の老朽がはなはだしく、落合を中心に大修繕をすることに決し、小笠原盛が改修実行委員長となって、屋根ふき替え、雨戸その他外回りの改修、六十枚に及ぶ畳の新調などで数百万円の整備、改修が行われ、昭和五十九年旧三月十五日に完工、落成式が盛大に挙行された。

時の所長は小笠原敬之の長男土佐神社ねが祢宜小笠原暢秀であった。

月独立を許された。

高知県の布教は、大阪府西成郡難波村の人、道願縫が明治二十四年来県して、高知市菜園場町に仮教会所を設けたのが最初である。三十三年金光教独立に伴って金光教高知教会と改称した。

同教豊永教会は、大正三年十月十九日、道願政治郎によって、東豊永村粟生百三十一番地に豊永小教会所として設立、道願は初代所長に就任した。下元国重が布教を担当し、大正六年五月九日、副教会長となった。その後、下元国重の伯母下元鹿が代務をしていたが、昭和三年八月、病気のため山田教会へ移り、昭和四年三月五日、本山町木能津の大石豊久が布教担当者となり、同十五年一月十三日、二代教会長に就任した。同十九年九月二十四日、大石豊久の没後、初代道願政治郎が兼務で三代教会長に就任し、同二十四年四月九日、大石秀喜が四代教会長に就任し現在に至っている。



粟生にある金光教豊永教会所

## 五 寺院と仏堂

我が国に仏教が伝来したのは、欽明天皇の壬申みずのえとせの年（五五二）百濟くだらの聖明王から、金銅製の釈迦像、經論教卷を献じられたのに始まるといわれている。

その後、推古天皇の五九三年聖徳太子が摂政となり政治とともに仏教を盛んにした。十七条の憲法第二条で「篤あつく三宝（仏・法・僧）を敬え」と定めている。

大豊町では、聖徳太子が摂政となった年から百三十一年後の聖武天皇の神亀元年（七二四）僧行基によって、寺内に豊樂寺、粟生に定福寺の二寺が創建されたと伝えられている。

平安初期の延暦二十五年（八〇六）空海が真言宗を開き、天台宗と並ぶ新しい国家仏教として発展した。真言宗は国家のひ護を受けて修法もますます隆盛となり信徒や寺院も増加していった。

したがって分派も盛んになり、鎌倉・室町時代には豊山派と智山派の二派であったものが、現在は三寺九派になっている。町内の豊樂寺と定福寺はいずれも智山派に属し、京都の智積ちせき院を本山としている。



豊樂寺大師堂

## (一) 各宗寺院

### 1 豊楽寺 真言宗智山派

本寺の創建は古く神亀元年（七二四）と伝えられている。薬師堂は、平安末期仁平元年（一一五一）の建築で、国内では最も古く、県下唯一の国宝指定建造物である。

近年屋根のいたみがひどく、昭和六十年九月ふき替えの工を起こし、同年十二月完工した（『大豊町史』上巻に詳記）。

### 2 定福寺 真言宗智山派

本寺も豊楽寺と同じく神亀元年（七二四）の創建と伝えられる。

昭和三十三年梵鐘ぼんしょうを鑄造し、四十六年には鐘楼堂しょうろうどうが新築落成した。

昭和五十三年には本堂再建以来二百年目に本堂大屋根の補強とふき替え、向拝の柱、回縁の張り替え修繕、庫裏のふき替えなど大改修が行われた。

また、昭和五十八年には、明治十八年に焼失した仁王門の再建に着工し、昭和五十九年十月落成、千二百六十年の歴史を持つ古刹こさつにふさわしい姿に復元された。



定福寺の庫裏

注 両寺についての詳細は文化財の項及び町史上巻参照。

### 3 本誓寺 浄土真宗西本願寺派

本誓寺は寺内にあり、浄土真宗西本願寺派に属する寺院である。

現在は住職不在の寺で詳細は不明であるが、秋本勝美に聞くところでは、幕末のころ藤森玄信によって開かれた寺であるという。

歴代住職は初代藤森玄信、二代藤森教信、三代藤森輝忠。

三代藤森輝忠は昭和五十年に八十二歳で没し、四代に当たる輝忠の長男藤森浄水は、京都に出て修行し、現在、西本願寺から派遣されてブラジルで布教中である。

したがって、本誓寺は住職不在の寺となっている。

### 4 妙泰寺 日蓮宗

妙泰寺は穴内二区にあり、本寺の信徒は大豊町内に二、三十人、南国市田村付近に四、五十人あるという。

この寺は、昭和五年道場として開き、昭和二十四年神社庁より寺として認可され、妙泰寺と称している。

祭日は、四月八日、十月十三日（大祭）

歴代住職は初代金沢誠應、二代上村誠俊、三代原誠篤。



本誓寺（無住寺）東寺内

## 5 靈光山明学院 修験道

明学院は筏木（ヨシオカ）にあった修験道の寺院である。

修験道には本山派と当山派があり、本山派は京都の聖護院を本寺とし、

当山派は醍醐寺三寶院を本寺とした。

明学院は本山派聖護院末伽那院の末寺といわれる。本尊は不動明王（木像）と神変大菩薩（役小角木像）である。

伝承によると、この本尊は、廿枝村の田島院に安置してあったが、長宗我部氏の兵火に遭い同院住職が本尊を守護してようやく筏木にまでたどり着いた。年月を経て享保年間（一七一六～三五）靈光山明学院の号を許され、修験派の僧（山伏）により明治四年まで続いた。

文化十三年子年火災にかかり、諸記録を焼失したので詳細は不明であるが、判明した歴代住職は初代是則、二代明楽院、三代寿延、四代永道である。

## 6 明光院 修験道 所在地寺内（えのき）

明光院も天台宗系修験道門跡寺院聖護院に属する本山派である。本尊は役小角、両脇に大国主命・事代主命を配している。

明光院の由緒は、『土佐寺院明細帳』及び明光院縁起によると、久安五年（一一四九）に創建された吾橋山長徳寺



改築中の妙泰寺

の末であるといわれている。

長徳寺は明応年間（一四九二〜一五〇〇）に至って荒廃し、大永五年（一五二五）大峰先達長泉坊によって再興したが、山内治政の宝暦八年（一七五八）長泉坊から八代目の観海によって、本山郷寺家より寺内よのまによのま移し一字を建立して明光院と号した。

以来、観海・寿覚・智海・源良と続いて院主となり、明治三十四年源良死亡によって後継者がなく廃寺となった。

これより先、明治十八年の大暴風雨で明光院は倒壊したので本尊は庫裏に移されていたが、大正の初期、源良の孫釣井龍震が定福寺の住職になり明光院の三尊は定福寺に移された。

昭和五十三年、観海から六代の孫釣井高重によって、元の明光院跡に堂宇を新築、同年十二月十日、本尊を定福寺より移し落慶遷座祭らくけいせんざを行った。

明治三十四年、廃寺になってから八十有余年を経過して明光院は復興した。



寺内の明光院跡に建立された堂宇

## 7 新四国八十八ヶ所

大豊町内にはこのほか西峰・岩原・大砂子・寺内・立川などに新四国八十八ヶ所がある。

四国四県にまたがる四国遍路の八十八ヶ寺を巡拝するには、徒歩によった時代には四十数日を要した。

そんなことから一日行程で参拝できる八十八ヶ所ができたものである。



怒田の観音堂

五か所全部について起源を明らかにすることはできないが、岩原を中心とする八十八ヶ所については、岩原阿弥陀堂に設置時の棟札があるので年代を明らかにできる。それには次のようにある。

定福寺住職

表 △奉合新造立四国八十八ヶ處靈場堂全宇 阿闍梨

当所御番人吉川駒吾

名元小笠原保八 施主 氏子中  
老 嘉 平

裏 △于時文久<sup>辛</sup> 三月廿一日総組頭 石工  
久米蔵<sup>キヨ平</sup>

大願主小笠原保八

長岡郡新改村

□□

この棟札の文久<sup>かのと久</sup>辛酉は文久元年（一八六一）に当たるので、岩原八十八ヶ所は今から百二十年前に設けられ、戦前三月二十一日の縁日には多くの参拝者でにぎわい、各所に接待所が設けられ茶菓などが施されていた。

## （二）仏 堂

大豊町内には、豊楽寺・定福寺の境外仏堂として六十四の仏堂がある（境内にある小祠を除く）。これらの仏堂は氏神と並んで古くから氏仏<sup>うじほとけ</sup>として崇敬されてきた。

各集落に必ずといってよいほど本尊仏像を備えた仏堂が残されていることは県下でもあまり例を見ない。その本尊は薬師如来・地藏菩薩・観世音菩薩（かんのん）（観音さま）・阿弥陀如来・弘法大師・文珠菩薩などである。

仏堂の起源沿革については、豊楽寺・定福寺の『境外仏堂明細帳』（明治十三年調）によっても由緒不詳とあるのが明らかにはできない。しかし、豊楽寺・定福寺の現存する本尊及び諸仏が古代の製作であり、しかも薬師・阿弥陀・釈迦・地藏などの如来・菩薩像である。したがって、両寺の境外仏堂は、中世から近世にかけてその本尊にちなんで開かれたと思われる。

中世末の天正十六年（一五八八）の「長宗我部地検帳」にはほとんどの堂名と地積の記載がある。近世になって武藤致和の『南路志』（一八一五）には、現存の仏堂は全部収録されている。したがって、大豊の仏堂は、かなり古い由緒をもっているといえる。

## 六 その他の信仰習俗

### (一) 陰陽師おんみょうじ

陰陽師は、中国伝来の陰陽五行説を基に中古以来陰陽寮に属して天文曆教を算定し、吉凶禍福を判じ、占筮、相地などをつかさどってきた。

中世以来、安部・加茂の両陰陽家が勢力を振るったが、やがて加茂家が没落し、そのころから陰陽師が各地へ散り土着して、呪術師や山伏などと交渉を持ちながら、民間宗教人として陰陽太夫を称した。

大豊では弘化五年（一八四八）西峰の陰陽師吉太夫の差し出した始末書が「三谷家文書」の中にある。その中に、

- 一、陰陽道行事・易術諸考・天文曆術、方鑑地相・人相、惣而陰陽五行之數術に拘候類を、專に執行仕る可く候。
- 一、天社神道を相勵、不法之儀仕申間敷候。
- 一、御法度之米占、並弓祈禱執行仕申間敷候。

とあり、当時の陰陽師の行っていた行法のうちでも米占いや弓祈禱がこの当時から禁止されていたことがわかる。

近世の陰陽師は、土御門家の免許を受けた人に限られ、藩の仕置役や地下役人の支配下にあった。二項の天社神道とあるのは、土御門神道のことである。

明治維新後、陰陽師並びに博士職が廃止され彼らも職を失ったが、神社付の神職となってその法は伝わっている。

## (二) 博士

博士は米占いと弓祈禱を行う卜占者である。本来は陰陽師と同性質のものであるが、近世には、陰陽師の項でみるように職種によって区別された。

土佐藩における陰陽師と博士の職種の区別は、陰陽師が「天文、曆術、易術、方位、地相、人相」を、博士が「米占いと弓打作法による病人祈禱」であった。

したがって、博士は庶民間における医師の役目を担うものであり、病人が出れば彼らの祈禱に頼ったものである。

文化五年（一八〇八）土佐の博士頭芦田主馬太夫の届け出た根居帳では百八座が定数となり、新座は許されなくなつた。

文化九年（一八一二）の東土居の大家文書に、「博士一人 小笠原惣太夫」と記されており、豊永郷ではこの当

時、公認の博士は一人であったようである。

明治になってこの職制は廃止されたが、占い、弓祈禱などによる病氣祈禱は、近年まで行われていた（参考文献『高知県歴史辞典』）。

## 七 神仏分離と廃仏毀釈

神社神道の項で前述したように新政府は政治の基本理念として祭政一致を掲げて、明治元年閏四月四日、太政官布告によって神仏分離を指令した。

これはそれまでの神社のほとんどが、本地垂迹説ほんぢいせきせつによって神仏習合の祭祀を営み、寺院に従属していたから、政府は江戸幕府が国教としていた仏教に打撃を与えてその力を弱め神道を仏教の上において新しい国家を造ろうとした。このために神社と寺院を分離し、神社から仏教的要素を一掃して神社の主体性を確立するとともに、それまであった仏教・寺院への庇護を一切排除して圧迫を加えた。

大豊町の神社でも神仏習合の色彩が強く神社名も権現ごんげん、明神、牛頭天王ごすけんのうなどの社名が多くあり、すべての神社は豊楽寺・定福寺が別当になっていた。

神社名もたとえば聖権現は聖神社、十二所大明神は十二所神社に、牛頭天王社は八坂神社に改め、仏像を神体として祭ることは許されず、神社から鰐わに口、梵鐘のごとき仏具は撤去しなければならなかった。

高知藩では明治三年（一八七〇）四月二十三日、次の布告をもって寺院から土地山林を没収し、僧侶の還俗げんぞくを勧誘している。

覚

- 一 僧は方外之者、世襲俗人と大に異なり土地山林を占得するの途あるべからず。今日より更に之を禁すべし。
  - 一 御改革に付、寺院寄附の土地山林一円之を召し上げられ、堂宇寺院の傍に少し許りの土地山林榜示を立て、之を寺付として付与すべし。
  - 一 一向宗は僧俗相混じ、世襲の体を存すると雖も宗俗と同じかるべし。
  - 一 僧徒選俗を欲する者好みに任すべし。
  - 一 私領或は私産等を以て相当の寺入を欲する者、願に寄り商議すべし。
- 右の通り仰付られ候事。

(明治三年)

午四月二十三日 藩 庁

こうして長宗我部時代以来、給されていた寺領も没収され、葬祭式も仏式であったものを神式に改めるよう勸奨したので、寺院の維持が困難となり、明治四年ごろから廃寺となる寺院が相次いだ。

土佐藩で廃寺となった寺院を『高知県史』から集計すると次のとおりである。

天台宗	四
真言宗	一九八
禅宗 (曹洞宗)	一〇三
同 (臨濟宗)	七四
法華宗 (日蓮宗)	五
浄土宗	四四
一向宗 (真宗)	二六
合計	四五四

明治三年（一八七〇）三月に民部省へ提出した高知藩届書によれば、寺院総数六百十三宇とある。そのうち四百五十三寺院の廃寺数は、実に七割四分に当たり、高知藩の廃仏毀釈はぶつぎせきくがいかに激しかったか想像される。

しかも四国八十八ヶ所の霊場として高知県にあった十六寺のうち室戸の二十五番津照寺、佐古の二十八番大日寺、一宮の三十番善楽寺、春野の三十四番種間寺、高岡の三十五番清滝寺、窪川の三十七番岩本寺、宿毛の三十九番延光寺と七寺も一時廃寺となっていた。

大豊町では日本三大薬師の一つに数えられ長宗我部元親の時代以来、寺領十石を給されてきた古刹きさつ豊楽寺も明治四十年廃寺となった。

定福寺は檀家の協力によって廃寺の難を免れたが、寺領四斗七升三合と低かったこともあって寺領に頼ることも少なく、寺領停止になってからは、寺惣代の肝いりで檀家一戸当たり永統米として白米一升かその代価をもって寺の維持を図り現在に続いている。

昭和九年十二月二十日の桃原部落の総会では、

一 永統米ノ件

粟生定福寺ニ対シ新春ニ各檀家ヨリ二十錢宛納メルコトニ決定ス。

との記録が残されている。

明治四年、豊楽寺は廃寺となったために、寺の管理と檀家の葬祭などは定福寺が一切管轄していたが、明治十六年再興して旧に復した。

また、菲生（現在香北町）の宝珠寺も明治四年に廃寺となったので、信徒は定福寺の檀家となっていたが、明治十三年十一月、定福寺の副書ふきに基づいて再興したので、明治十五年三月十四日付けで、公文常吾・越知匡通から離檀届が定福寺あてに出されている。

更に、地藏寺石原の地福寺も、明治三年に廃寺となり、その信徒は定福寺の檀家になっていたが、明治十三年再興したので、同十五年四月十七日付けで信徒三十人の地福寺への帰檀届が残されている。

このように、明治の神仏分離は廃寺を促進し葬祭などにまで差し支えるようになったので、庶民の生活が混乱した。

## 八 新興宗教

### (一) 天理教

天理教は幕末から維新时期に成立した民衆宗教である。大和の山辺郡庄屋敷村の地主に嫁した中山みきは、家業や育児病氣などの家庭的苦悩からの救いを念仏に求めていた。天保九年（一八三八）四十一歳のとき家族の病氣のため山伏の加持台となっていて神がかりした。

教祖（おやさま）中山みきは修験道系の憑依ひよこい祈禱から始まり神がかりになって、自ら天の將軍であり「三千世界の救済のため天降った」と宣べたと伝えられる。

その後、病氣なおし、世なおしの転輪王の神として布教していたが周囲の既成宗教から圧迫を受けたので、これに對抗するため吉田神道に属して神道化を進め、慶応三年、天理王明神てんりきやうとして公認され布教を合法化した。天理教は幕末の農民が負っていた社会的矛盾と、解放への願望を反映して天理王命の救済を約束した。

その教義は教祖（おやさま）である天理王命を一神教的な救済者、創造者として立て、人間創造の聖地を中山家の

地（ちば・おやさ）であるとしている。神は中山みきを借りて神のやしろとして天降り世界の救済を行い、神は人間に対して信仰による明るく幸福な陽気暮らしを勧めている。人間は欲など八つの悪い心（ほこり）を捨て自らが神からの借り物であることを知って神に奉仕（ひのきしん）すれば幸福が得られる、としている。

教義の原典としているものに、おふでがき（和歌）・みかぐらうた（数え歌）・あさしづ（神の言葉）の三つがある。

明治三十年ごろには天理教は全国的に発展し、資本主義成立期の農民や商工民の間に、呪術的現世利益と終末観的な民衆救済の教義が広く受け入れられたことを示した。

明治末、天理教は国家神道教義に沿う「明治教典」を作成し国家主義を強調して日露戦後、国家神道から別派独立を許され公認宗教となったが、その信仰の底流に民衆的性情を保持して天皇崇拜の国家神道とは根本的に異質であったため、その教義は長く「不敬罪」として弾圧を受けた。

しかし、熱心な布教活動のもとでその教義は庶民の共感を呼び、徐々に伸びていた。終戦後、宗教の自由化によって伝道にますます拍車がかかり、関西方面を中心に関東、九州方面へも伸びている。

天理教が高知県へ入ったのは、大阪真明組の島村菊太郎が明治二十一年高知へ帰り布教したので、たちまち全県下に広がったという。

大豊への布教は比江の竹内伝太郎が角茂谷に布教活動（おたすけ）に来たとき、難波の佐藤永之助や天坪の坂本徳太郎らが入信して、坂本徳太郎は後に繁藤大教会を創設した（『日本宗教史』より）。

## (一) 創価学会

創価学会（会長秋谷栄之助、本部東京都新宿区）は、昭和五年牧口常三郎と戸田城聖が「創価教育学会」を創設したことに始まる。牧口常三郎は小学校教師として、『人生地理学』や『郷土科研究』『創価教育学体系』などを著し、実践的に人間教育を実現する教育改造運動を追求した。

そうした教育改造運動の根底に確たるものを求め、昭和三年「日蓮正宗」に入信し仏法を基盤とした人間のための人間教育を目指し、その研究実践団体として昭和五年前記の「創価教育学会」を創立した。

やがて教育の次元から、より幅広い宗教運動に発展した。

日蓮正宗では、日蓮を末法の本仏として、総本山「大石寺」の本尊を日蓮が世界に授けた至高の曼陀羅としてい

る。創価学会は、法華経をあまねく広め、大石寺にこの本尊を祀る本門の戒壇を建立することそ日蓮の遺命であると

し、その実現に向け強力な布教活動を続けた。昭和十八年太平洋戦争が激化するに於いて戦意を昂揚するため、治安維持法が強化されたが、それに伴って創価教育学会の幹部等も同法違反や不敬罪の名目で弾圧を受けた。

昭和二十一年信教の自由化に伴い、戸田城聖は牧口常三郎の遺志を受け継ぎ、戦後の混乱の中で会の名称を「創価学会」と改め、会の再建に着手した。

創価学会は、座談会、御書講義、地方折伏と全国各地で活動を広め、勤労者、中小零細企業者、家庭婦人、学生、青少年など広範囲に布教活動を展開し、青年部・婦人部・壮年部として組織化し、総本山登山会などを通して、一九

六〇年代には、強い組織力を持つ、日本有数の宗教団体に発展した。

大豊町における創価学会の歴史は、旧四か村が合併した昭和三十年ころ、数名の入信者によって始まった。

その後このグループを中心にして、各地で座談会や折伏等によって、活発な布教活動が展開され現在三百戸近い入信者を得ている。

### (三) ひとのみち教 (PL教)

ひとのみち教は、大正十三年(一九二四)大阪で禅宗おんざう黄蘗派出身の御木一徳とその子徳近が開いた新興宗教である。

この宗教は、大正の初期関西で盛んだった金田徳光の徳光教を受け継いで、太陽神天照大神信仰を掲げ「教育勅語」を教典とした。

ひとのみち教では、商売繁盛、家内和合などをもたらす実利的な生活訓を説き、病気なおしの「お振替え」などを通じて、都市の中間層と中小企業者間に広がり、昭和初期には信者百万といわれるほどの発展を遂げた。

昭和十一年(一九三六)ひとのみち教は、天皇崇拜を強調し国家神道に忠実であったが、皇祖神天照大神を太陽であるとし、「教育勅語」に卑俗な解釈を加えるなどして徹底的な弾圧を受けた。

戦後、信教の自由の確立によって再建され、神道色を取り除いてパーフェクト・リバーティー(PL教)として再興した。

#### (四) 立正佼成会

立正佼成会りっしょうこうせいは、昭和十五年（一九三八）庭野日敬と長沼妙佼が、靈友会から分かれて開いた法華宗系の新宗教である。

その教義は、靈友会の教義を受け継いで、法華信仰に立って因縁を強調し、さまざまな民間信仰や姓名判断などを取り入れ、個人の人格の完成を説いている。信者たちを少人数のサークルの法座に組織し、信仰体験を話し合い教義を学ぶ場として法座を運用している。

東日本を中心に急速に教勢を広げ、昭和三十五年代にはあらゆる宗教の協力を唱え、新宗教会を主導する教団となつた。

大豊町内でもこのころから信者ができたようである。

#### (五) ほんみち教

ほんみち教は、大正二年天理教教師の大西愛治郎が神がかりして開いた宗教である。

国家神道を受け入れて教義を改変した天理教を批判して「こふき」神話に基づく教義を整え、日本の前途は危ないとの警告を大々的に宣伝したので、昭和三年と同十三年の二回にわたり弾圧された。

また、ほんみち教は、配布した教義解説の小冊子で、天皇には天徳がなく、日本統治の資格はないと明言したため、徹底的な弾圧を受け禁止された。

昭和二十一年十一月、国民主權、民主主義、平和主義を基調とする日本国憲法が公布され、翌二十二年五月新憲法が施行された。

新しい憲法は、国民の基本的権利として、信教の自由を無条件で保障し、これを裏付けるための厳格な政治と宗教の分離を規定した。

信教の自由の確立によって、弾圧で活動を禁止されたほんみち教や大本教も再建された。

## (六) 生長の家

生長の家は、大本教本部にいた谷口雅春が第一回の大本教弾圧後に大本教を去り、昭和五年に開いた新宗教で、さまざまな宗教、思想、哲学を折衷した近代的形態の教義を掲げ、その教義は、宇宙を「生命の実相」であるとし、精神中心主義による内面の不安と現実の諸矛盾の解消を説いた。

戦時体制下では国体明徴を説き、天皇を神格化して絶対的とする教義を説いた。

生長の家は、出版物を大々的に発行して信奉者を広げてきたが、現在では雑誌「白鳩」を発行し、誌友（信者）の拡大をはかっている。